

空港の乗降場及び送迎展望デッキに係る利用者の利便向上について ～ 四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん ～

総務省四国行政評価支局(局長:茂垣栄一)は、「高松空港の一般車用降車場及び送迎展望デッキが不便なので利用しやすいように改めてほしい」旨の行政相談を受け、四国地域行政苦情救済推進会議(座長:土田哲也香川大学名誉教授)に諮り、高松空港に新たに整備される乗降場の案内表示をできる限り分かりやすいものとするなど、利用者の利便の向上に努めるべきで、また四国内の他の3空港の類似の問題点等についても併せて改善を求めることが望ましいなどの意見を踏まえ、平成25年4月25日、国土交通省大阪航空局に対し、①乗降場等の案内看板、路面標示等をできる限り分かりやすいものとする(高松空港、徳島空港及び高知空港)、②送迎展望デッキが無料化され、身体障害者、高齢者等がスムーズに入退場できるようになったことを十分案内・周知すること(高松空港)等につき関係の空港事務所及び空港ビル会社に対して指導等を行うことを検討するようあっせんしました。

(相談の内容)

高松空港では、次のような不便を感じるので、改善し、利用者の利便の向上を図ってほしい。

- ① 一般車用の降車場は、案内看板がないなどのために分かりにくく、またスペースも狭過ぎるように思われる。
- ② ターミナルビル屋上の展望デッキは、6歳以上の者が一律100円の有料制となっているが、休日でも入場者はまばらで閑散としており、ほとんど利用(活用)されていない状況にあるため、金額が適当か疑問である。また、その出入口施設は、健常者用の出入口とは別に扉(2か所)が設けられているものの、施錠されており、身障者(車いす利用者等)が利用をあきらめる場合もあるのではないかと心配される状況にある。

施設の整備や運営において、利用者がより便利に、また気軽に利用できるように努力することが、空港の利用の拡大、活性化にもつながるのではないかと考える。(平成24年11月30日受付)

(制度の概要等)

1 旅客ターミナルビル前付近のバス、タクシー等の乗降場の設置・管理

四国内の4空港の構内道路の旅客ターミナルビル前付近には、バス、タクシー、一般車等のための降車場及び乗車場が設けられており、当該道路を管理する各空港事務所が、関係者(県、県公安委員会、バス協会、タクシー協会等)との協議を経てそれぞれの位置、スペース等を指定している。

また、区画線及び路面標示(「タクシー降車」、「一般降車」等の標示)については、一般的に各空港事務所が、関係者(県、県公安委員会等)との協議を経て設置者、表示内容等を決定している。

なお、4空港の構内道路は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号で定める道路に該当するため、各県公安委員会が同法に基づく「駐車禁止」、「指定区間、指定車種(バス及びタクシー)について駐車禁止規制からの除外」の規制等を行っている。

2 旅客ターミナルビル、送迎展望デッキ等の管理及び運営

4空港の旅客ターミナルビルは、空港法(昭和31年法律第80号)第15条第1項に基づき国土交通大臣から「空港機能施設事業者」として指定を受けた空港ビル会社(第三セクター)が、大阪航空局から空港用地(国有地)の一部について使用許可を受けて各施設を設置するとともにその管理及び運営

を行っている。

また、4空港の送迎展望デッキは、これら空港ビル会社が旅客ターミナルビルの一部としてビル内又は屋上に設置し、管理及び運営を行っている。

送迎展望デッキを有料とする場合は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第16条により料金の設定及び変更について大阪航空局長の承認を要することとされているものの、航空機利用者が必ず利用するものではなく、航空旅客取扱施設全体（旅客ターミナルビル）の中で補助的な役割の施設であることもあって、施設・設備の内容及び管理・運用についてはセキュリティ対策関係等を除けば、空港ビル会社の経営判断に委ねられるべきものであるとの考えが基本的な認識となっている状況にある（高松空港事務所の説明による。）。

(当局の調査結果)

○旅客ターミナルビル前付近の一般車用降車場について改善の検討を要するとみられる事例

1 高松空港

(1) 一般車用降車場

一般車用降車場は、現在、2台分のスペースとなっているが、タクシー降車場（2台分）とタクシー乗車場（5台分）の間にはさまれている関係で、デッドスペースとなりやすい状況にある（旅客ターミナルビル脇の駐車場に身障者用乗降場（1台分）あり）。

高松空港事務所では、現在、国際線の増便に係る旅客ターミナルビルの増築に伴い、降車場及び乗車場の変更を検討しており、同変更案によると、一般車用降車場は、タクシーとの共用に改め、国内線用（4台分）、国際線用（3台分）の2か所、計7台分を整備する内容となっており、現状（2台分）に対し拡張される予定である。

なお、構内道路は、現在は「指定区間でのバス及びタクシーの駐車」を除き、駐車禁止の規制（香川県公安委員会による）が行われている。

(2) 一般車用降車場の案内看板等

一般車用降車場（2台分）については、タクシーを連想させるマーク付きの「降車場」とのみ表示された案内看板（タクシー降車場脇）しか設置されておらず、また、「一般降車」の路面標示はあるものの、1台でも停車する車両があれば、路面標示の文字の一部が見えなくなり、利用できる車両の判別が困難となっている。〈写真1、2〉

高松空港事務所では、上記の降車場及び乗車場の変更に係る案内看板については、路面標示とともに設置者を含めて検討中であり、当局の「松山空港の案内看板、路面標示等の事例を参考にして、できる限り分かりやすいものとするのが望ましいと考えられる。」との示唆に対し、これを参考にしたいとしている。〈写真3〉

2 徳島空港

(1) 一般車用降車場

徳島空港では、構内道路（旅客ターミナルビル前付近）には一般車用降車場がなく（身障者用乗降場1台分を除く）、一般車の降車に当たっては、一般駐車場内にある「停車用乗車場」又は同駐車場の一般（駐車用）区画（いずれも1時間以内無料）を利用することになっている。

なお、構内道路は、「指定区間でのバス及びタクシーの駐車」を除き、駐車禁止の規制（徳島県公安委員会による）が行われている。

(2) 一般車用降車場の案内看板等

構内道路周辺においては、「一般車の降車は駐車場で」、「お見送りは駐車場へ」等の「一般車の降車向けの案内看板」が設置されておらず、一方で、旅客ターミナルビル前のタクシー降車場の案内看板に「一般車両の停車はご遠慮ください。」と比較的小さな文字で付記されているにとどまっており、実態として一般車が降車（送り）のために旅客ターミナルビル前付近（構内道路）に停車している事例が散見される状況にある。〈写真4、5〉

なお、乗車（出迎え）でも人待ちの場合は、「停車」ではなく「駐車」に該当するので、「停車用乗車場」の表現（駐車場を管理・運営する一般財団法人空港環境整備協会によるもの）は疑問なものであるが、徳島空港事務所では、他車の迷惑となる「長時間にわたる駐車」を控えさせたいとの考えに基づくものとみられると説明している。

3 高知空港

高知空港では、次の①～③のとおり、旅客ターミナルビル前付近（構内道路）の乗降場の割振りが必ずしも明確に定められていない箇所が3か所（延長合計：59m（メートル））あり、一般車用降車場としての設置台数が定まっていない状況にある（別に身障者用乗降場（1台分）あり）。

- ① 「降場」の案内看板が設置されるとともに、区画線と「降車場」の路面標示がある、約6台分の降車用スペース（43m）があるが、高知空港事務所では、「利用できる車両は特段限定しておらず、一般車も利用して差し支えない。」と説明している。
- ② 区画線と「バス停」の路面標示だけ（バス停標識、案内看板等はなし）のバス約1台分のスペース（8m）があるが、高知空港事務所では、「バス停として利用していた路線バス（空港植田線）が平成24年9月30日に廃止された後は、利用できる車両、用途（降車場、乗車場）は特段決めておらず、一般車も降車用として利用しても差し支えない。」と説明している。〈写真6〉
- ③ 区画線だけ（案内看板等はなし）の一般車約1台分のスペース（8m）があるが、高知空港事務所では、「利用できる車両、用途（降車場、乗車場）は特段決めておらず、一般車も降車用として利用しても差し支えない。」と説明している。〈写真7〉

これらのことも影響してか、実態として当該降車場（①～③）を含む旅客ターミナルビル前付近（構内道路）に駐車している事例が散見される状況にある。

なお、構内道路は、「指定区間でのバス及びタクシーの駐車」を除き、駐車禁止の規制（高知県公安委員会による）が行われている。

4 利用者利便向上協議会における乗降場等の運用見直し等の検討等（4空港共通）

(1) 4空港における利用者利便向上協議会の設置状況

4空港の空港事務所は、空港法第14条に基づき、空港利用者の利便の向上を図るため、平成21年度から23年度にかけてそれぞれ「利用者利便向上協議会」を設置しており、さらに3空港事務所（高松、松山及び高知）は、専門的な事項を協議するための専門部会を設置している。

当該協議会は、空港法第14条により、空港管理者、空港ビル株式会社、関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体等により構成することと定められている。また、専門部会は、上記機関及びその他機関のうち空港長が定める機関から構成されることとされている。

しかし、4空港の利用者利便向上協議会及び専門部会の構成メンバーをみると、いずれの空港とも警察機関（交通管理者）がメンバーとなっておらず、その理由について、各空港事務所では、「当該協議会（及び専門部会）は、航空需要の発掘、空港を核とした周辺地域の活性化等を主な目的として設置されており、旅客ターミナルビル前付近の乗降場等を含む構内道路の交通整理、取締り等を協議事項に含めるべきといった趣旨の明確な指導等は受けていないことなどによる。」と説明している。

(2) 高松空港

高松空港では、現在、旅客ターミナルビルの増築に合わせて、同ビル前付近の降車場及び乗車場の変更が検討されている。同変更案について、高松空港利用者利便向上協議会及び専門部会において、平成24年5月以降これまでに4回協議されているが、香川県警察本部（又は高松南警察署）が一連の協議に直接参加しておらず、専門部会の協議で検討案が相当程度固まった段階で、高松空港事務所、香川県（交通政策課）及び香川県警察本部（高松南警察署）からなる連絡会を開催し、別途協議している状況にある。

(3) 高松空港以外の3空港

徳島空港、松山空港及び高知空港においては、各空港事務所が程度の差こそあれ乗降場を含む構内道路における違法駐車等の発生に悩まされているとしている一方で、利用者利便向上協議会（専門部会を含む）では、これまで乗降場（構内道路）等の詳細な利用状況、違法駐車等の発生状況、運用の見直し、再整備等についての協議実績がみられない状況にある。

○旅客ターミナルビルの送迎展望デッキについて改善の検討を要するとみられる事例

1 高松空港

高松空港の旅客ターミナルビルの3階部分に通じる屋上に設置されている送迎展望デッキは、有料制（6歳以上100円等）をとっていたが、今回の行政相談の申出等を契機として、平成25年3月20日から無料化されている。

従来有料制のときには、出入口に料金徴収のためのコインパッサーを設置し、また、団体用（及び車いす利用者等用）としてコインパッサーの両脇の柵に設置していた扉（2か所）も普段は施錠していたなど、車いす利用者を始め身障者、高齢者等にとって利用しづらいものとみられる状況にあったが、無料化に伴い扉（2か所）が常時開かれており、車いす利用者等もスムーズに入退場できるようになっている。

しかし、高松空港ビル株式会社は、当該無料化措置について同社のホームページで周知しているが（平成25年2月28日付け）、それ以外の周知措置をまだ講じていない状況にある（送迎展望デッキの出入口にある利用案内の看板についても無料化の案内がなされていない。）。〈写真8〉

なお、高松空港事務所が作成した高松空港供用規程（平成21年4月1日作成）については、同空港が提供するサービスの内容に関する情報につき高松空港ビル株式会社の現行のホームページに適切にリンクされていない状況にある。

2 高知空港

高知空港の送迎展望デッキは平成24年4月に無料化されている（空港管理規則第14条に基づく廃止届による）が、旅客ターミナルビル及びインターネット・ホームページにおいて有料の案内表示が残っているほか、高知空港事務所が作成した高知空港供用規程（平成21年3月31日作成）にも利用料金が示されたままとなっている。〈写真9〉

あっせん

（主なあっせん内容）

【旅客ターミナルビル前付近の乗降場等】

旅客ターミナルビル前付近の乗降場につき、一層秩序ある利用を確保し利用者の利便の向上を図る観点から、空港事務所に対して次の事項につき改善措置を講じるよう指導すること。

- ① 旅客ターミナルビルの増築等に伴い再整備を予定している乗降場等につき、利用者にとって分かりやすい案内表示となるよう、案内看板、路面標示、注意書き等の整備に努めること。（高松空港）
- ② 路線バスの停留所の廃止等に伴い用途が不明確になっている箇所について、用途の明確化を図るとともに、利用者にとって分かりやすい案内表示となるよう、案内看板、路面標示、注意書き等の整備に努めること。（高知空港）
- ③ i)一般車用の降車場が旅客ターミナルビル前付近に設置されていないこと、ii)一般車の降車については、駐車場（1時間以内は無料）内の「停車用乗車場」又は一般（駐車用）区画を利用すべきことにつき、利用者にとって分かりやすい案内表示となるよう、駐車場内の「乗車場」の表示の見直しを含め、案内看板、注意書き等の整備に努めること。（徳島空港）
- ④ 現在乗降場等の再整備を予定している高松空港を含め、空港管理者として、今後も乗降場等の利用状況、違法駐車等の発生状況を継続して注視するとともに、従来にも増して利用者利便向上協議会等を活用して乗降場等の見直しの必要性について関係者間で積極的に協議・検討するよう努めること。なお、当該協議・検討に当たっては、旅客ターミナルビル前付近の乗降場等を含む構内道路の交通規制を所管する関係機関の参加、協力を得るよう努めること。（4空港）

【送迎展望デッキ】

送迎展望デッキにつき、利用者の利便の向上を図る観点から、空港機能施設事業者（空港ビル会社）に対して次の事項につき改善措置を検討するよう促すとともに、空港事務所に対して空港供用規程についても現状に即し、かつ十分な内容のものに改めるよう指導すること。

- ① 無料化し、身障者、高齢者等もスムーズに入退場できるようになった送迎展望デッキについては、その旨を十分に広報・案内すること。（高松空港）
- ② 旅客ターミナルビル及び関係ホームページにおいて送迎展望デッキの利用料を有料としている表示を現状（無料）と一致するよう改めること（高知空港）

写真 1

高松空港

タクシー乗車場とタクシー降車場にはさまれ、分かりにくい
一般車用降車場（2台分）

タクシーを
連想させる
降車場の
マーク



タクシー乗車場

一般車用降車場

タクシー降車場

写真 2

高松空港

降車のタクシーが手前に停まると特に分かりにくくなる
一般車用降車場



一般車用降車場

タクシー降車場

写真3

松山空港

タクシーと一般車共用の降車場（オレンジゾーン）



オレンジゾーン

案内看板も
路面表示も
分かりやすい

※ 出迎え（乗車）は
駐車場（有料）内
で行うこととされてい
る。

写真4

徳島空港

空港ビル前付近の構内道路には一般車用降車場はなし。
タクシー降車場には「一般車両の停車はご遠慮ください」
との表示がある。



タクシー降車場

※ 一般車については、降車も乗車も1時間無料の駐車
場内で行うこととされている（専用の乗車場あり）。

写真5

徳島空港

出迎え（乗車）を駐車場内で行うよう案内している
駐車場入口手前の案内看板

駐車場入口



「お出迎えは駐車場へ」とのみ案内しているが、構内道路（空港ビル前）には一般車用の降車場はなく、見送り（降車）も駐車場内で行うこととされている。

写真6

高知空港

バス停の廃止後、利用可能車両、用途が明確にされていないスペース



写真7

高知空港

空港ビル前の区画されているものの、**利用可能車両、用途が明確にされていないスペース**



区画されているものの、用途が明確にされていないスペース

写真8

高松空港

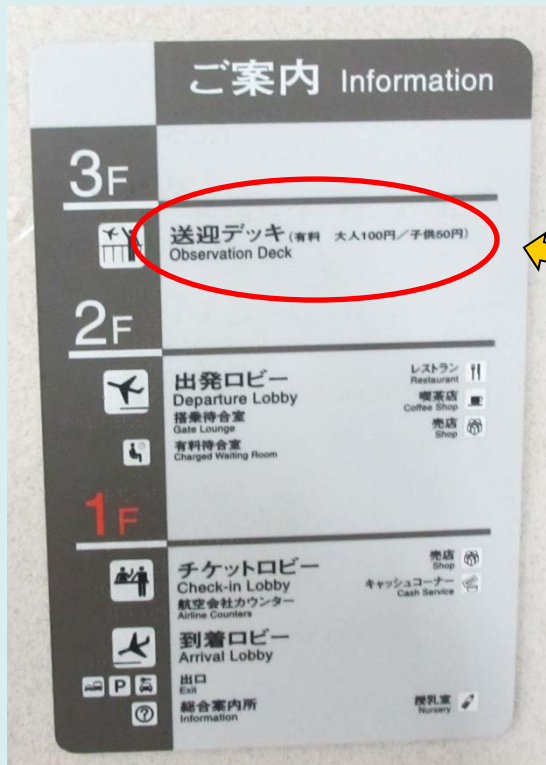
無料化（平成25年3月20日）され、扉（2か所）が常時開かれているものの、**「無料化」の案内表示なし。**



案内看板には「1人100円」の**有料**の表示がなされたままである。

無料化に伴い常時開かれている扉

展望送迎デッキにつき**有料**の表示が残っている1階エレベーター脇の各階案内



【参考】四国地域行政苦情救済推進会議

苦情の処理に民間有識者の意見を反映させることにより、国民の視点に立った苦情解決を図ることを目的とする。

(構成員)

| | | |
|----|-------|-----------------|
| 委員 | 石原 俊輔 | 四国経済連合会常務理事 |
| 委員 | 泉 隆治 | 四国行政相談委員連合協議会会長 |
| 委員 | 泉川 誉夫 | 四国新聞社執行役員広告局長 |
| 委員 | 兼間 道子 | 日本ケアシステム協会会長 |
| 座長 | 土田 哲也 | 香川大学名誉教授 |
| 委員 | 中井 慶子 | 高松ユネスコクラブ会長 |



(お問い合わせ先)

首席行政相談官 越智 益夫
行政相談専門官 児玉 憲三

電話：087-831-9204
FAX：087-831-4510